

運営推進会議、介護・医療連携推進会議の取扱い

1. 運営推進会議

運営推進会議は、地域密着型サービスのうち、以下の①～⑦の事業を行う事業者が、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される協議会であり、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスにすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、各事業所が自ら設置するものです。

- ① 地域密着型通所介護
- ② 認知症対応型通所介護（介護予防含む）
- ③ 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）
- ④ 認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）
- ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑦ 看護小規模多機能型居宅介護

（1）開催について

地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護は概ね6月に1回以上、それ以外のサービスは概ね2月に1回以上開催してください。

開催に当たっては、運営推進会議に対して活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望や助言を聞きます。活動状況等とは、情報提供の項目、自己評価及び外部評価の結果、事業所の運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、入居者、利用者の状態等が挙げられます。

（2）構成員について（例）

	構成区分	具体例
1	利用者	
2	利用者の家族	
3	地域住民の代表者	自治会役員、民生委員、老人クラブの代表等
4	市の職員 又は地域包括支援センターの職員	
5	当該事業に知見を有する者	福祉関係の学識経験者、介護相談員等

（3）記録保存について

運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、公表し、記録を作成した日から5年間保存してください。

また当該記録については、作成後すみやかに長寿社会政策課へ提出してください。

2. 介護・医療連携推進会議

介護・医療連携推進会議は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者、利用者の家族、地域の医療関係者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等で構成する協議に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること及び当該会議において、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として、各事業所が自ら設置するものです。

(1) 介護・医療連携推進会議の開催について

概ね6月に1回以上開催してください。開催にあたっては、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞きます。活動状況等とは、情報提供の項目、事業所の運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、利用者の状態等が挙げられます。

(2) 構成員について（例）

	構成区分	具体例
1	利用者	
2	利用者の家族	
3	地域の医療関係者	郡市区医師会の医師、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等
4	地域住民の代表者	自治会役員、民生委員、老人クラブの代表等
5	市の職員 又は地域包括支援センターの職員	
6	当該事業に知見を有する者	福祉関係の学識経験者、介護相談員等

(3) 記録保存について

介護・医療連携推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、公表し、記録を作成した日から5年間保存してください。

また当該記録については、作成後すみやかに長寿社会政策課へ提出してください。

3. 運営推進会議、介護・医療連携推進会議の開催方法の緩和 [平成30年度改正]

運営推進会議、介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、以下の条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議、介護・医療連携推進会議を合同で開催することができます。

- ① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。
- ③ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議、介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
- ④ 外部評価を行う運営推進会議、介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。

4. その他

運営推進会議の主旨を理解していただき、目的に沿った会議運営を行ってください。なお、市への質問や要望があれば、長寿社会政策課へ直接お問い合わせください。

なお、市職員の運営推進会議への出席については、事業所開設後1年間を目処に出席させていただきます。該当事業所におかれましては、ファクス等にて長寿社会政策課へ開催案内を送付いただきますようお願ひいたします。

(問合せ)

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階

TEL : 06-6858-2838 FAX : 06-6858-3146

E-mail : chouju@city.toyonaka.osaka.jp